

住民監査請求の手引き

八街市監査委員事務局

1. 住民監査請求制度

住民監査請求は、八街市民の方が、八街市の市長等執行機関及び職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、市のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

(地方自治法第242条)

2. 住民監査請求の対象となる事項

監査請求をすることができる事項は、次に掲げる財務会計上の行為です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- (5) (1)～(4)の行為が、相当の確実さをもって予測される場合
- (6) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

なお、(1)～(4)については、その行為があった日又は終了した日から1年以上が経過している場合は、監査請求をすることができません。

3. 住民監査請求の要件

- (1) 監査請求をすることができるのは、八街市に住所を有する市民（法人を含む）に限られます。
- (2) 監査請求をする事項について、要旨を記載した文書（措置請求書）により請求することとなっています。
- (3) 措置請求書には、その事実を証する書面（事実証明書）の添付が必要で、(例)…新聞記事など

4. 措置請求書

- (1) 措置請求書の様式は別記1のとおりです。
- (2) 措置請求の要旨には、次の事項について記載して下さい。
 - ① 執行機関又は職員の指定
 - ② 違法若しくは不当な行為又は怠る事実を特定できるよう具体的な記述
 - ③ その行為又は怠る事実の違法若しくは不当とする理由
 - ④ その行為又は怠る事実による損害の発生状況
 - ⑤ その行為のあった日（概ねで可）
 - ⑥ 必要な措置内容についての具体的記述（防止、是正、損害補填）

5. 監査請求の事務処理手続き

- (1) 監査委員は、措置請求書を収受した日から60日以内に監査結果を通知、公表し、請求に理由があると認めるときは、当該執行機関又は職員に対し、必要な措置を講ずるよう期間を示して勧告をします。
- (2) 請求人には、証拠の提出及び陳述の機会が与えられます。
- (3) 事務処理については別記2を参照して下さい。

6. 監査委員の組織

(1) 監査委員

識見の委員

市議会選出の委員

(2) 事務局

☎ 289-1192

八街市八街ほ35番地29

八街市役所 監査委員事務局

☎ 443-1485

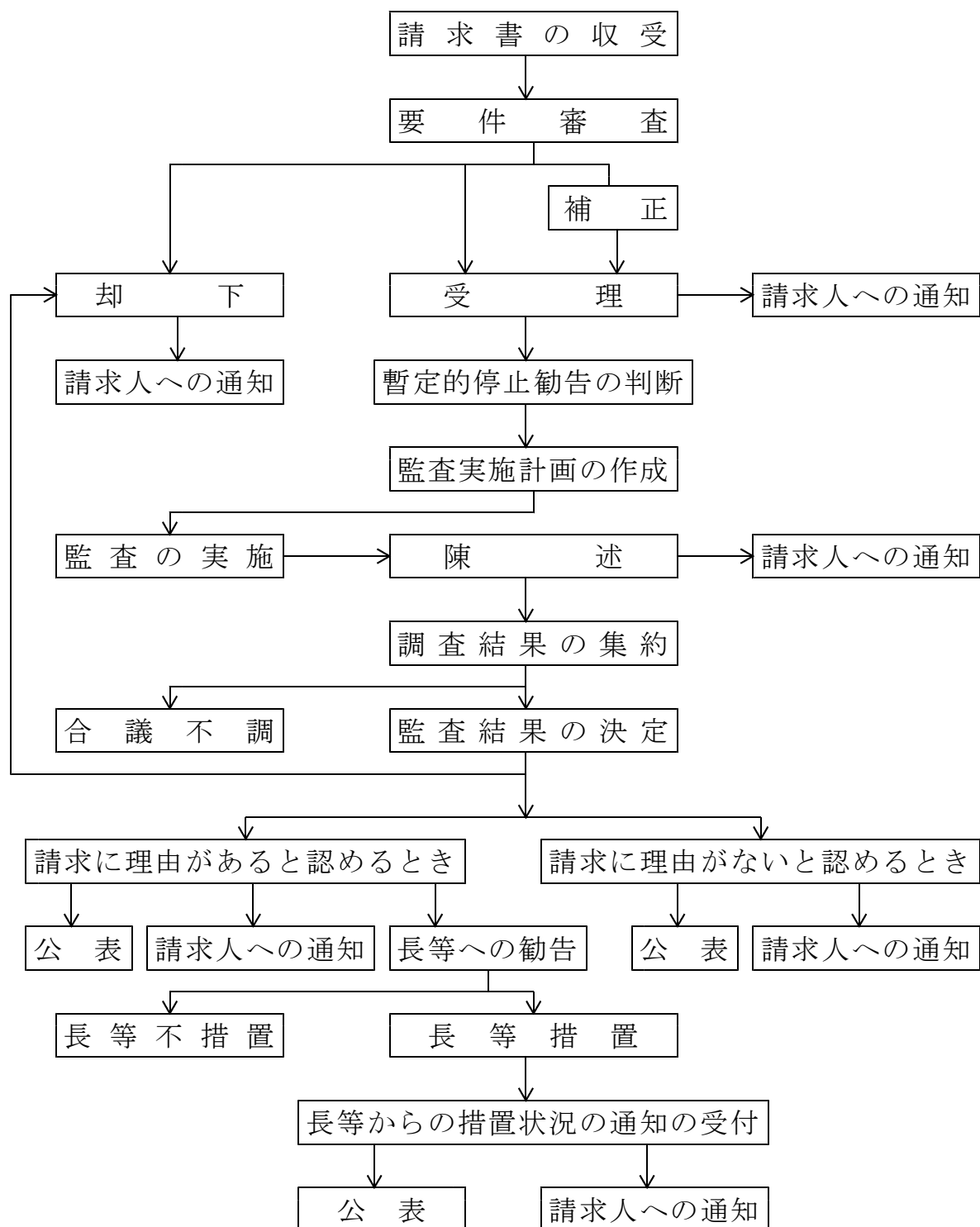
別記1 措置請求書様式（縦書、横書いずれでもよい）

| | |
|---|--|
| <p>八街市職員措置請求書</p> <p>市長（執行機関、職員）に関する措置請求の要旨</p> <p>1 請求の要旨</p> <p>2 請求者</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>八街市監査委員あて</p> | |
|---|--|

注) 氏名は自署して下さい。請求人が複数のときは列記し、代表者を定めたときはその旨明記して下さい。

用紙サイズはできるだけ日本工業規格A列4判を使用して下さい。

別記2 住民監査請求の事務処理手続



※ 請求人は、監査委員の監査結果、勧告、長等の措置に不服がある場合
 その他地方自治法第242条第1項の規定に該当する場合には、裁判所に提訴することができます。